一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社
イ　当該銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
ロ　当該株式会社に当該銀行又はその子会社が出資しているもの
二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社
イ　官公署
ロ　商工会又は商工会議所
ハ　イ又はロに準ずるもの
ニ　弁護士又は弁護士法人
ホ　公認会計士又は監査法人
ヘ　税理士又は税理士法人
ト　第十七条の三第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該銀行の子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

［2～4　略］

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六　［略］

［2～5　略］

6　法第五十二条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、銀行持株会社又はその子会社が第十七条の二第七項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。
一　法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十二条の二十三第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。
二　前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。
イ　官公署
ロ　商工会又は商工会議所
ハ　イ又はロに準ずるもの
ニ　弁護士又は弁護士法人
ホ　公認会計士又は監査法人
ヘ　税理士又は税理士法人
ト　第十七条の三第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

［7・8　略］

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
二　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該銀行又はその子会社が出資しているもの

［2～4　同上］

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六　［同上］

［2～5　同上］

6　法第五十二条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一　銀行持株会社又はその子会社が第十七条の二第七項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合　次のいずれかに該当すること。
イ　特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。
ロ　民事再生法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
ハ　会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
ニ　産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。
二　前号に掲げる場合以外の場合　同号イからハまでのいずれかに該当すること。

［7・8　同上］